

法立
建築士
改正
建築
改正
建築
改正
建築

卒業後すぐ受験可能 実務経験を免許登録要件に

改正建築士法が8日未明に成立した。優れた人材を継続的・安定的に確保することを目的に、これまで受験要件だった「実務経験」を「免許登録要件」に変更。試験の前に求められていた実務経験を、試験の前後を問わず免許登録までに満たしていれば良いことになる。これにより卒業後すぐに受験ができるなど、受験機会の早期化が図れる。

改正法は公布から2年以内に施行される。新しい制度での試験は20年度にも始まる見通しだ。

日本建築士会連合会（土会連合会、三井所清典会長）、日本建築士事務所協会連合会（日事連、佐々木宏幸会長）、日本建築家協

会（JIA、六鹿正治会長）の設計3団体は、6月の自民党建築設計議員連盟（額賀福志郎会長）の総会で建築士資格制度の改善について共同で提案。建築士の高齢化や受験者数の減少といった状況を踏まえ、若年層が早期に資格を取得できるよう、受験資格の実務要件を緩和するよう求めた。これを受け議連は勉強会を設置し、提案のうち「資格取得の実務要件の合理化」について内容が適正と判断。議員立法で臨時国会に法案を提出していた。

3団体はこのほか、建築士試験の受験資格のうち実務経験の範囲を拡大するよう要請。国土交通省は学識者などでつくる「建築士資

格に係る実務経験のあり方に関する検討会」を設置。08年改正以降の建築士や建築物を巡る社会環境の変化などを踏まえ実務経験の対象実務を見直す。改正法の施行時期と併せて適用する方向で検討を進めている。

改正建築士法案が成立

実務ゼロで一級建築士受験可

8日末明の参院本会議で、議員立法である「建築士法の一部を改正する法律案」が成立した。

この法改正は、建築士を目指す若者が、より早期に見通しをもって、建築士の資格を取得できるようにすることを目的としたもの。建築物の設計・工事監理等を担う優れ

た建築士を、継続的かつ安定的に確保するため、主に2つの内容を改正の柱としている。

1つ目は、実務経験を建築士の免許取得の登録要件にすること。一級建築士、二級建築士、または木造建築士の免許は、それぞれの試験に合格した者であって、大学等で

国土交通大臣の指定する建築に関する科目を収めて卒業し、建築の実務経験が一定期間以上なければ、免許を取得できないという内容だ。

現在の法律では、試験に合格した者が、建築士の免許を取得できる規定となっている。今回の改正によって、実態自体に変更点はないが、法律上、学歴と実務経験の両方が規定されるため、法律の重みが増す。

2つ目は、一級建築士の試験前に求めている実務経験がゼロでも、受験できるようにするもの。大学等で、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を収めて卒業した者は、建築の実務経験が無くても、一級建築士試験を受験できるように緩和した。実務経験は、試験の前後に関わらず、免許取得までに満たせばよいルールに変

更した。

これにより、建築士試験の受験者数の減少とともに受験者の高齢化や、業務を行う建築士の高齢化が進む中で、若い世代を早めに専門家に導き、将来にわたって優れた建築士を確保していく。

平成30年12月11日 建通新聞

改正建築士法も成立

実務経験＝名簿登録要件に

建築士試験の受験に求められる実務経験の要件を見直す改正建築士法が、7日の参院本会議で可決、成立した。建築士試験の受験要件を見直し、指定学科の卒業生であれば実務経験がなくても受験できるようにする。実務経験については、建築士名簿への登録要件にする。実務経験の少ない若手に受験の門戸を広げ、受験者数の減少に歯止めを掛ける。

建築士事務所所属の1級建築士は現在、6割を50歳以上の高齢層が占めている。一方、1級建築

士試験の受験申込者数は10年で4割減少し、若年層の減少も同時に進んでいる。

現行の資格制度では、受験申し込みの要件とし、学歴の要件と実務経験の両方を課している。指定学科を卒業しても、就業後は多忙で受験勉強に割く時間を十分にとれないケースもある。

改正法では、試験合格後、建築士名簿への登録時までに実務経験を積み上げることが出来る。実務経験がなくても建築士試験を受験できるようになり、若年層の早期受験が可能になる。改正法は公布から2年以内に施行するとしており、早ければ2020年度の試験から適用される。